

生活扶助基準の展開方法について

個人的経費（第1類費）の年齢区分について

モデル世帯を65歳で区切ったことを踏まえ、1類費の年齢区分をどのように考えるか。

【前回（第33回生活保護基準部会）の主な意見】

- 消費実態でみると男女差はあるが区分していないことを踏まえると、年齢についても、最低限度の生活を前提として整理すればいいのではないか。
- 年齢区分は、栄養所要量、稼働の状況、学校や交際費など社会参加の状況が年齢でどう変わるのかみるとすれば、年齢区分は、ある程度ラフでいいのではないか。
- 子どもは就学ステージ別に、成人期はひとくくりで、65歳以上の高齢者は前期高齢者と後期高齢者で分けることが一つの考え方ではないか。
- 子どもを年齢別に非常に細かくすると、ある世帯が3年なら3年、生活保護を受けたということになると、保護費が毎年変わる可能性があるが、これは非常に煩雑だし、利用者にはわかりにくいので、ある程度大括りにしたほうがいいのではないか。

 第1類費の年齢区分について、まずは次のとおりの区分で検証作業を行うことでよいか。

（現行の年齢区分）

	未就学児		小学生	中高生～ 高校卒業生
児童	0～2歳	3～5歳	6～11歳	12～19歳
若年者	20～40歳		41～59歳	
高齢者	60～69歳		70歳以上	

就学ステージを
踏まえた再編

生活状況は年齢差より
も個人差の影響が
大きい一歩一本化

高齢者の生活状況を
踏まえた再編

（新しい年齢区分）

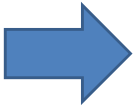
	未就学児	小学生	中高生
児童	0～5歳	6～11歳	12～17歳
若年者	18～64歳		
高齢者	65～74歳	75歳以上	

検証に用いるデータ(所得分位)について①

平成24年検証では、年収階級第1・十分位のデータを用いて、年齢別、世帯人員別、級地別の消費実態の差を検証したが、今回の検証においては、どの所得分位のデータを用いて検証を行うか。

【前回(第33回生活保護基準部会)の主な意見】

- 高齢世帯であれ、夫婦子1人世帯であれ、参照対象とすべき所得階層が出てくれば、その階層を含むものでやることは考えられるが、一方、低所得ゆえに平均的な消費構造とはずれている可能性も考えられるので、所得分位を区切らない全世帯で実施することもある。
- 第1・十分位に限定しないやり方もやったほうがいい。全世帯、第1・十分位、第1・五分位ぐらいでやってみてはどうか。
- 第1・十分位の中での指数と全体の指数がそんなに変わらないのであれば、世帯の偏りなどがないように、なるべく多くのサンプルで全体的にとったほうがいい。
- 全体で見たときの消費構造と、所得の低い人たちの消費構造が余り違ってくると、全体で見る意味はなくなるという心配はある。

 年収階級第1・十分位、年収階級第1・五分位、全年収の各データで分析作業を実施し、それぞれの結果を確認してはどうか。

検証に用いるデータ(所得分位)について②

年収階級第1・十分位又は年収階級第1・五分位のいずれか所得分位を区切ったデータを検証に用いる場合、世帯年収第1・十分位とするか、世帯員単位年収第1・十分位とするか。

- 平成24年検証においては、世帯人員の違いによるスケールメリットが不明である前提にたち、
 - ① スケールメリットが最大に働く場合(世帯年収第1十分位)と、
 - ② スケールメリットが最小に働く場合(世帯員単位年収第1十分位)の2種類のデータを用いて、それぞれで指数を算定した上で、両者の中間値を採用するという手法をとった。
- 年齢、世帯人員、級地別のそれぞれの消費支出の違い測定する際に、どのようなデータを用いるべきか。

＜各データにおける世帯人員別分布＞

	合計	単身世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上
世帯年収	3,098	1,452	1,222	292	105	16	10
世帯員単位年収	6,603	451	1,847	1,458	1,464	866	517

(参考)平成24年検証

・世帯人員が増えた場合に、

- ① 世帯人員が増えても必要な生活費が変わらない前提(世帯年収が同じ世帯)と、
- ② 世帯人員が増えると人数分の生活費が増加する前提(世帯員一人あたりの年収が同じ世帯)のそれぞれのデータを基に2種類の指数を算定し、幅をもった評価を実施。

① 世帯単位第1十分位の世帯の1類相当消費支出

← 例: 世帯年収100万円の4人世帯が含まれる。

世帯の年間収入に着目

② 世帯員単位第1十分位の世帯の1類相当消費支出

← 例: 世帯年収400万円の4人世帯が含まれる。

世帯員1人あたりの世帯年収に着目

展開手法の技術的整理について

展開の技術的な手法について、以下のとおり平成24年検証の手法から改善を加えて実施することとしてよい。

①回帰分析に用いる説明変数

- 平成24年検証における回帰式に用いる説明変数は、「年齢区分別世帯人員数(第2類費は世帯人員数)」、「世帯人員数の2乗」、「級地区別ダミー変数」、「ネット資産(貯蓄－負債)」、「家賃地代支出」であったが、
 - ・「家賃地代支出」については、被説明変数が生活扶助相当支出の自然対数であることから、「家賃地代の自然対数」(ただし、家賃地代がゼロの場合は、 $\ln(\text{家賃地代})=0$ とする)に変更
 - ・低所得世帯であったとしても、収入による支出差はあるため、「世帯年収の自然対数」を追加

②外れ値等の補正

- 水準の検証を行う際、生活保護世帯と推察されるサンプルを除外しているため、展開に使用するデータについても生活保護世帯と推察されるサンプルは除外する。
- 第1類費相当支出、第2類費相当支出のいずれかがゼロであるサンプルは除外する。
- 極端に高い支出をしているサンプルが含まれているため、トップコーディングの概念を用いて、上位1%の生活扶助相当支出(第1類費・第2類費別)については、99パーセントタイル値に補正を行う。

トップコーディングについて(イメージ)

支出額	パーセンタイル
18,000	0.0%
19,000	0.0%
20,000	0.0%
...	
562,000	98.99%
567,000	99.00%
568,000	99.02%
...	
1,500,000	100.0%
1,510,000	100.0%
2,000,000	100.0%

上位1%の値を補正

支出額	パーセンタイル
18,000	0.0%
19,000	0.0%
20,000	0.0%
...	
562,000	98.99%
567,000	99.00%
567,000	99.02%
.	.
567,000	100.0%
567,000	100.0%
567,000	100.0%

展開手法の技術的整理について

③年齢別、級地別の指数の算定

- 年齢別、級地別の指数の算定にあたっては、回帰分析における係数から直接算定を行う。
ただし、統計的に有意(有意水準:5%)でない係数については、ゼロとみなして算定を行う。

【算出例】

被説明変数:生活扶助相当支出(第1類費)の自然対数

	係数	t値
定数項	9.63	139.21 ***
0～5歳人員数	0.37	16.90 ***
6～11歳人員数	0.39	17.57 ***
12～17歳人員数	0.44	19.49 ***
18～64歳人員数	0.43	21.23 ***
65～74歳人員数	0.39	16.55 ***
75歳以上人員数	0.28	11.84 ***
世帯人員数の2乗	-0.03	-14.15 ***
1級地1ダミー	0.08	4.35 ***
1級地2ダミー	0.05	2.51 *
2級地2ダミー	0.02	0.81
3級地1ダミー	-0.07	-4.83 ***
3級地2ダミー	-0.11	-6.15 ***
ネット資産(貯蓄－負債)	0.00	16.59 ***
家賃地代支出の自然対数	-0.01	-9.31 ***
世帯年収の自然対数	0.14	8.94 ***

【年齢別指数の算定(0～5歳を1とした場合)】

0～5歳 : $\exp(0.37)/\exp(0.37) = 1.00$
 6～11歳 : $\exp(0.39)/\exp(0.37) = 1.02$
 12～17歳 : $\exp(0.44)/\exp(0.37) = 1.07$
 18～64歳 : $\exp(0.43)/\exp(0.37) = 1.06$
 65～74歳 : $\exp(0.39)/\exp(0.37) = 1.02$
 75歳以上 : $\exp(0.28)/\exp(0.37) = 0.91$

【級地別指数の算定(2級地1を1とした場合)】

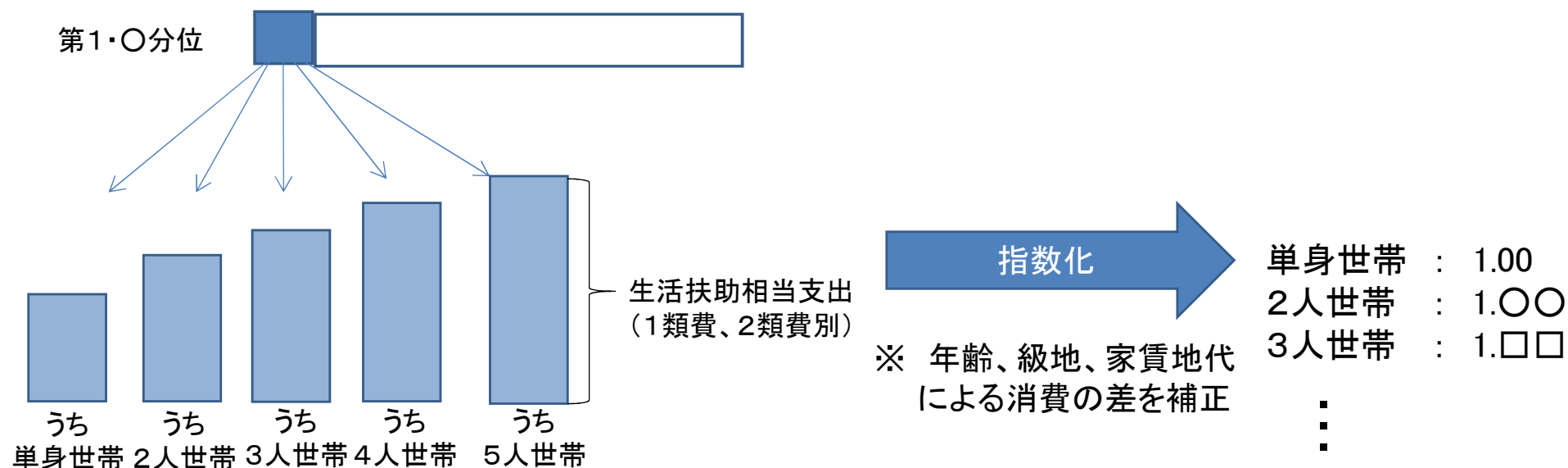
1級地1 : $\exp(0.08) = 1.08$
 1級地2 : $\exp(0.05) = 1.05$
 2級地1 : $\exp(0) = 1.00$
 2級地2 : $\exp(0) = 1.00$
 3級地1 : $\exp(-0.07) = 0.93$
 3級地2 : $\exp(-0.11) = 0.90$

注:有意水準は、***:p<0.001 ** :p<0.01 * :p<0.05 † :p<0.1

④ 世帯人員別(第1類費・第2類費)の指数の算定

- 世帯人員別の指数については、平成24年検証において、世帯人員別の消費実態から算出していたことを踏まえ、今回についても世帯人員別の消費実態から算出する。
- その際、③で年齢、級地区分による消費の差を計測したことに加え、家賃地代支出は生活扶助相当支出に含まれないことから、同程度の年収水準であっても、家賃地代の有無により生活扶助相当支出に差が生じることが考えられるため、平成24年検証で行っていた「年齢の差による影響」の補正に加え、「級地の差による影響」及び「家賃地代の差による影響」も補正した上で算出する。

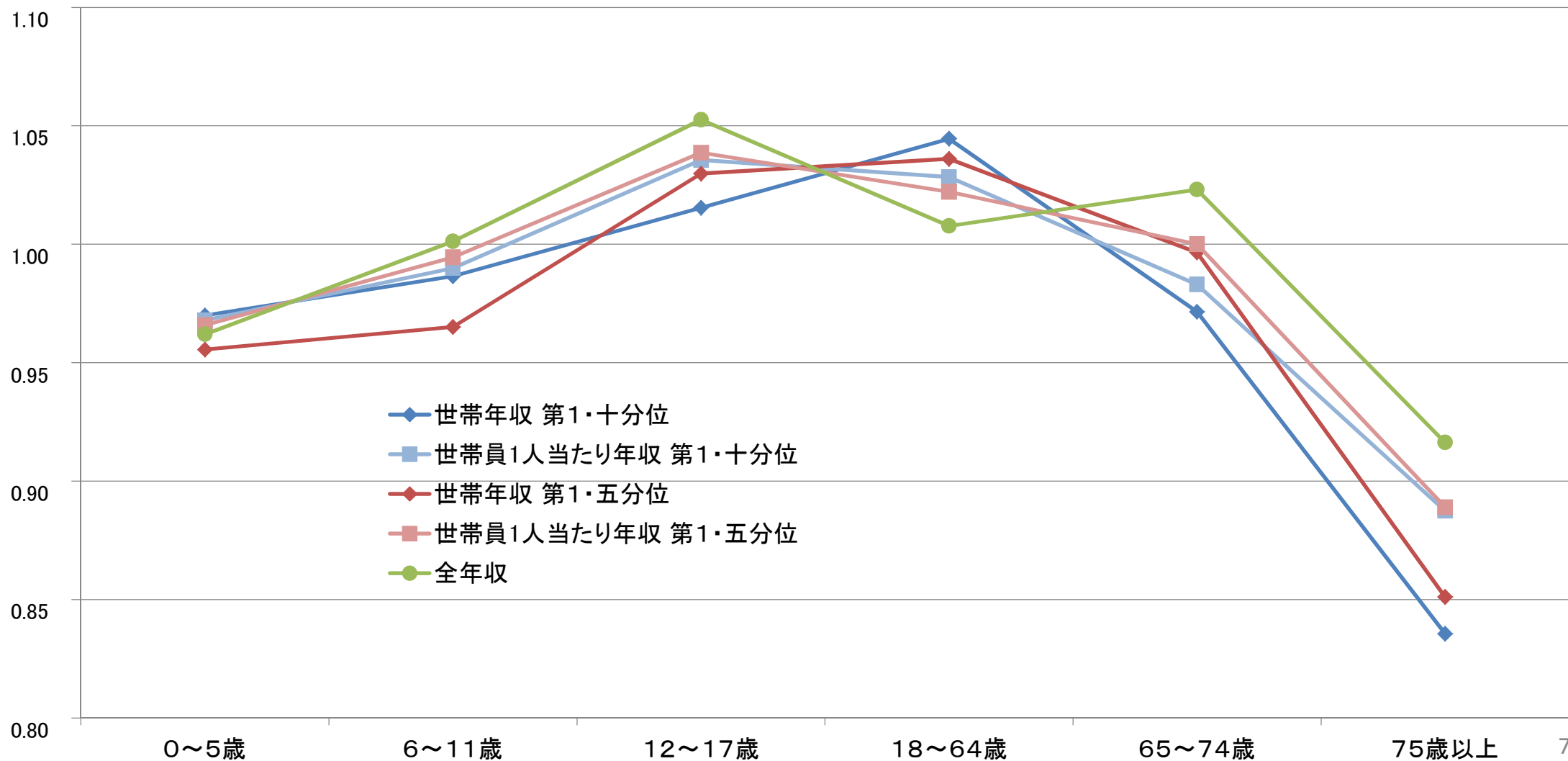
例



所得分位別の指数結果（年齢別）

○ 年齢別指数については、年収第1・十分位と年収第1・五分位では年齢別の動向に大きな差が見られないが、全年収の場合は65～74歳に比べ、18～64歳の指数が低くなるなど、他の分位とやや異なる動向となっている。

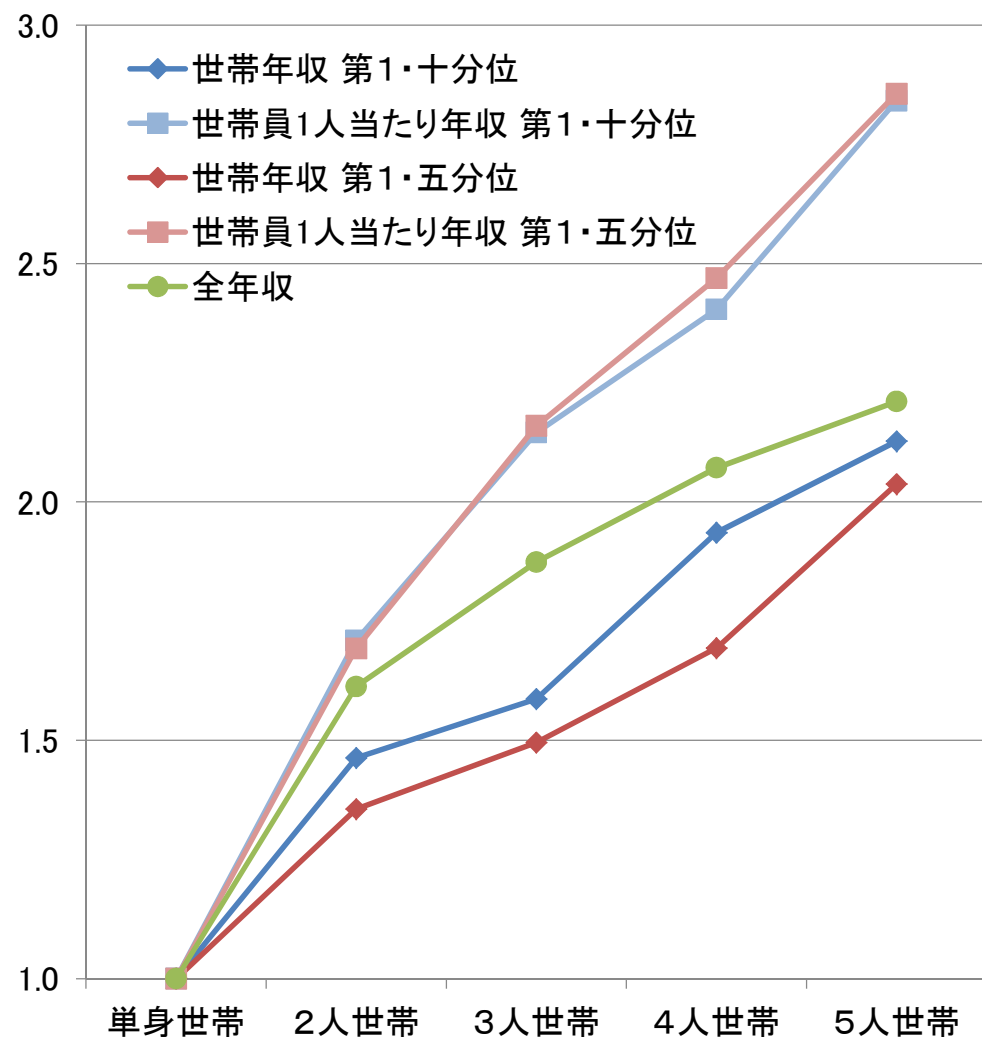
○ 年齢別指数（全年齢平均値を1）



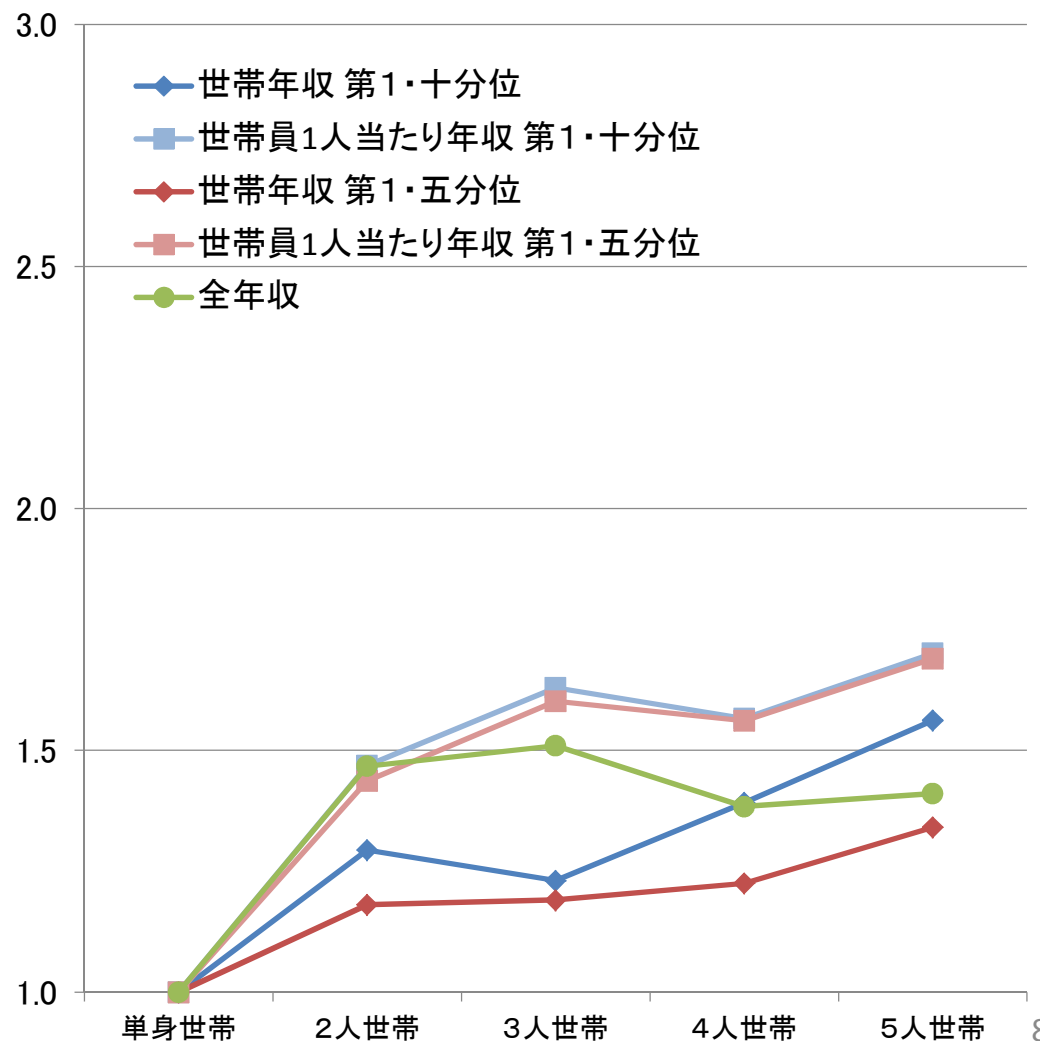
所得分位別の指数結果(世帯人員別)

○ 世帯人員別指数については、第1類費及び第2類費ともに、世帯員一人当たり年収第1・十分位(第1・五分位)が最もスケールメリットが働かない(世帯人員が増加した場合の支出の増加が急)結果となっている。

○ 世帯人員別指数(第1類費・単身世帯を1)



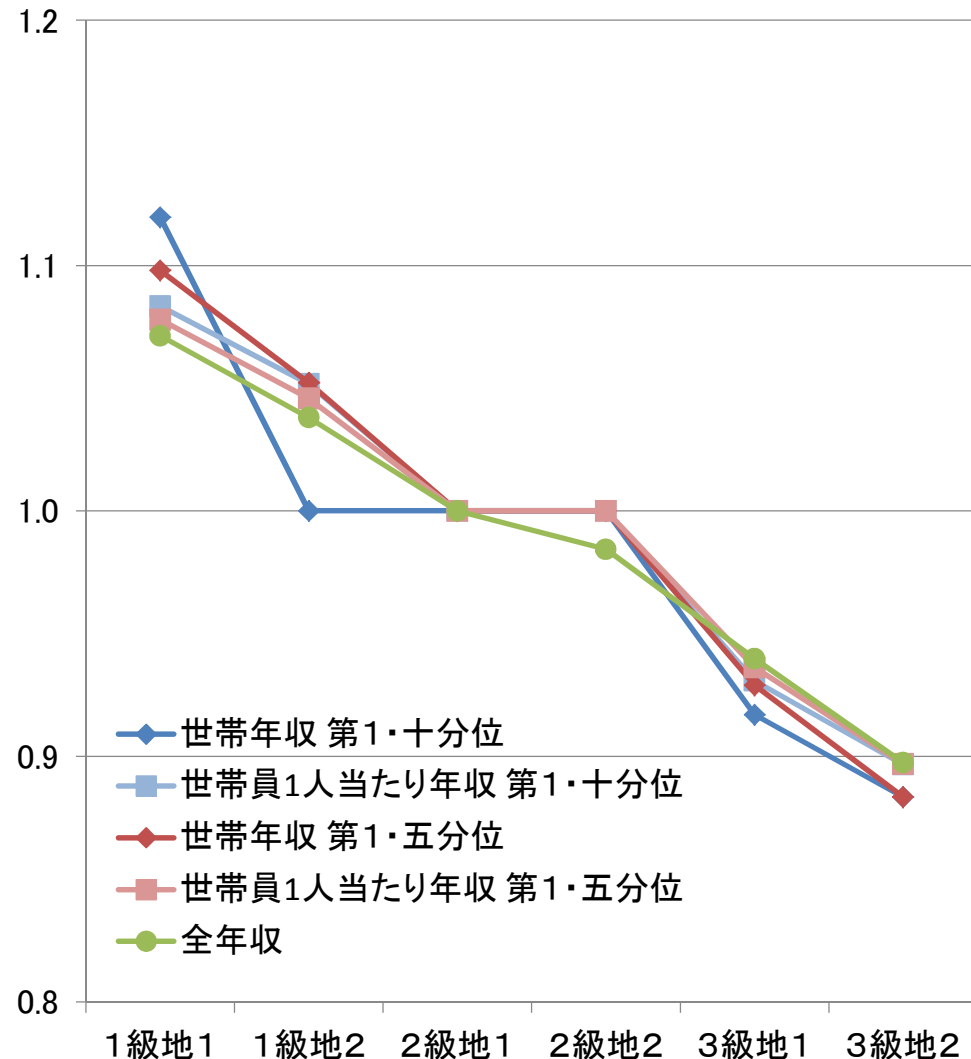
○ 世帯人員別指数(第2類費・単身世帯を1)



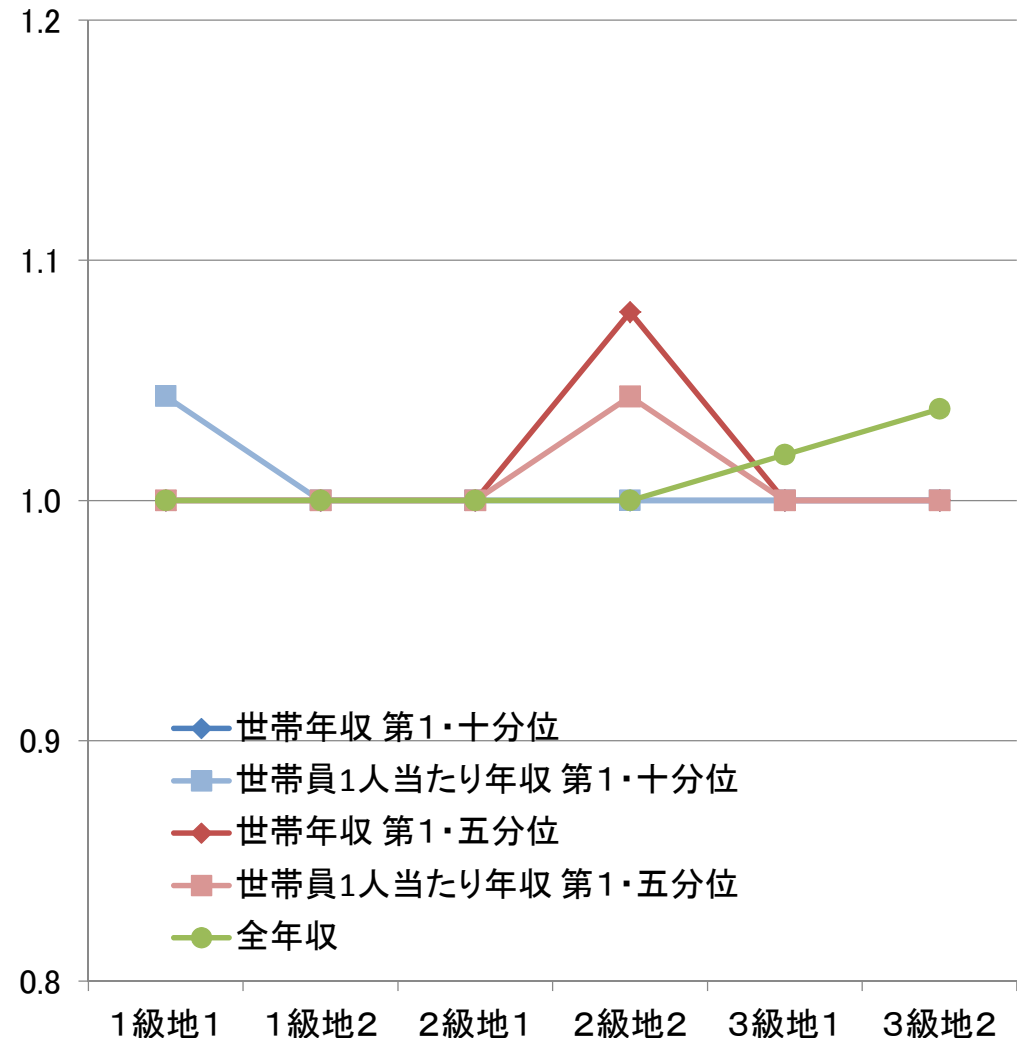
所得分位別の指数結果(級地別)

○ 級地別指数について、第1類費については大きな差は見られず、第2類費については、分位によって指数に差が生じる結果となった。

○ 級地別指数(第1類費・2級地1を1)



○ 級地別指数(第2類費・2級地1を1)



注: 2級地1の消費水準と統計的に有意な差が見られなかった級地区分については、2級地1と同じとしている。

年収第1・十分位、年収第1・五分位、全年収 それぞれの特性について

	利点	課題
第1・十分位	・低所得世帯の実態を捉えることができる。 ・比較対象分位を第1・十分位とした場合、同じ分位での比較をすることができる。 ・前回検証でも使用しており、サンプルデータの取り方の違いによる基準の変動要素が少ない。	・他と比べるとサンプル数が限られる ・特異なサンプルを拾っている可能性がある。
第1・五分位	・第1・十分位とほぼ同様の動向を示しており、低所得世帯の実態を把握していると考えられる。	・第1・十分位と同様の動向であれば、積極的に採用する理由に乏しい。
全年収	・標準的な家計構造を捉えることができる ・サンプル数が最大	・高額所得者の影響が排除できないため、低所得世帯の実態と乖離している可能性がある ・第1・十分位等との乖離について説明ができていない。